

総合対策医療事業の拡充内容について

		現行制度	拡充後
総合対策医療事業	医療手帳	医療費(自己負担分) はり・きゅう施術費 ・上限 月7,500円 ・ <u>月5回</u> ・はり又はきゅう <u>1回1500円</u> はり・きゅう併用 <u>1回2000円</u> 療養手当 ・入院 月23,500円 ・外来通院 <u>月2日以上</u> 70歳以上 月21,200円 70歳未満 月17,200円	医療費(自己負担分) はり・きゅう施術費 ・上限 月7,500円 ・ <u>回数制限廃止</u> ・ <u>1回当たりの上限廃止</u> ・ <u>温泉療養費の追加</u> 療養手当 ・入院 月23,500円 ・外来通院 <u>月1日以上</u> 70歳以上 月21,200円 70歳未満 月17,200円
	保健手帳	はり・きゅう施術費、温泉療養費、 医療費(自己負担分) ・上限 月7,500円 ・ <u>月5回</u> ・はり又はきゅう <u>1回1,500円</u> はり・きゅう併用 <u>1回2,000円</u> 医療費(通院) <u>1回1,500円</u> (入院) <u>1回7,500円</u> 温泉療養費 <u>1回1,000円</u>	医療費(自己負担分) <u>全額支給</u> はり・きゅう施術費、温泉療養費 ・上限 月7,500円 ・ <u>回数制限廃止</u> ・ <u>1回当たりの上限廃止</u>

新規保健手帳交付者には拡充後の保健手帳による支給を行う。